

学校法人京都女子学園 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備や職業生活と家庭生活を両立できるように、次のように行動計画を策定する。

I 計画期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

II 本学園の課題

本学園における女性の活躍に関する課題分析を行った結果、採用した職員に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数等に大きな差は見られないことが確認できた。また、管理職に占める女性労働者の割合においても、平成30年度24.0%、平成31年度25.9%、令和2年度32.0%であり政府が推進する女性管理職の割合30%を達成している。しかし、本学が女子学園でありジェンダー平等の実現やSDGsの達成に貢献する女性を育成する教育機関であることから、自らそれを体現すべく管理職に占める女性労働者の割合35%を目指すことを数値目標とする。

また、繁忙期を中心に残業時間が増加することが課題であることから、業務の効率化や週1回のノー残業デーの徹底などにより、毎月の平均残業時間20時間以下を目指すことを数値目標とする。

III 目標と取組内容・実施時期

目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

管理職（課長級以上）に占める女性割合35%を目標にする

<実施時期・取組内容>

女性職員を対象として管理職育成を目的としたキャリア研修を実施する。

- 令和3年6月～研修プログラムの検討。
- 平成30年8月～女性職員に対する研修ニーズの把握のため、アンケートなどを実施。
- 令和3年9月～アンケート等の結果を踏まえ、研修内容の決定。
- 令和4年4月～女性職員に対する研修を実施。
- 令和4年4月～大学コンソーシアム京都が実施する「SDゼミナール（※）」に女性職員の積極的な参加を図る。

「SDゼミナール（※）」・・・大学コンソーシアム京都が実施するSD研修で、大学職員として必要な知識を体系的に習得できるカリキュラムが提供され、大学運営を担ういわゆる「プロフェッショナル」職員の育成を目指す研修である。

目標2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

一月あたりの平均残業時間を15時間以内とする

<実施時期・取組内容>

- 令和3年4月～ノー残業デーの趣旨説明と周知をはかる。
- 令和3年4月～業務の見直しをはかるとともに、各種申請・決裁処理の電子化を推進する。
- 令和3年9月～電子化の実施状況を調査し、検証を行う。
- 令和4年4月～部署ごとの残業時間削減実績と事例を共有する。

以上